

春日部市市民活動センター条例（抜粋）

（使用者の範囲）

第5条 センターを使用することができるものは、次に掲げるものとする。

- （1） 市民活動を行う市民
- （2） その他市長が特に必要と認めたもの

（使用時間）

第9条 センターの使用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。

（休所日）

第10条 センターの休所日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

（使用料）

第14条 使用者は、別表に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。

別表（第14条、第28条関係）

名称	使用単位	使用料（円）
会議室 1	1 時間	800
会議室 2	1 時間	400
会議室 3	1 時間	400
会議室 4	1 時間	200
会議室 5	1 時間	400
会議室 6	1 時間	400
貸事務所	1 月	16,000
ロッカー（大）	1 月	600
ロッカー（小）	1 月	300
メールボックス	1 月	100
展示パネル	1 日	200

春日部市市民活動センター条例施行規則（抜粋）

（使用の許可手続）

第3条

10 貸事務所の使用を許可する期間は、1年以内とする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、当該貸事務所の使用を許可した期間の初日から引き続き2年を超えない範囲内において、その期間を更新することができる。